

令和4年3月28日法務大臣決定

令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和4年度の1年間とする。

2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙1のとおりとする。

3 事後評価の対象とする政策等

法務省の重要政策等を中心として、1年から5年程度の周期で以下のとおり事後評価の対象とする。

(1) 総合評価方式により事後評価を行う政策等

対象政策等及び評価等の実施内容を別紙2のとおりとする。

なお、総合評価方式により事後評価を行う政策等については、評価の対象となる政策等の内容とその指標が多岐にわたること及び政府全体で進められている政策評価制度見直しに関する検討の中で、政策評価におけるEBPM（Evidence-based Policymaking）の取組の一層の推進について議論されていることから、同議論の動向も踏まえた上で、別途ロジックモデルを作成する等により、対象とする政策等の目的、内容と指標との関係を整理して明らかにするものとする。

(2) 実績評価方式又は事業評価方式により事後評価を行う施策

対象施策を別紙3のとおりとし、評価等の実施内容を別紙4のとおりとする。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価審議会等における政府の政策評価の在り方に関する議論の動向のほか、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

政 策 体 系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
1	基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）	
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）	
2	司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）	
	(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	
	(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）	
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）	
	(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）	
	(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）	
3	法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の	

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施（再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促

進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

	12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。） (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）
V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備 13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力 14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を

	確保し、能力の開発・向上を図る。)
--	-------------------

総合評価方式により事後評価を行う政策等

【政策体系上の位置付け：Ⅰ－Ⅰ－(1)】

評価対象	社会経済情勢に対応した基本法制の整備（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課
評価実施時期	令和7年8月
政策・施策内容	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。

【政策体系上の位置付け：Ⅰ－Ⅱ－(2)、(4)】

評価対象	法教育の推進・法曹養成制度の充実（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房司法法制部司法法制課
評価実施時期	令和8年8月
政策・施策内容	法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

【政策体系上の位置付け：Ⅰ－Ⅱ－(3)】

評価対象	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価実施時期	令和6年8月
政策・施策内容	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。

【政策体系上の位置付け：Ⅰ－Ⅱ－(5)】

評価対象	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房国際課
評価実施時期	令和6年8月
政策・施策内容	国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に

向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。

【政策体系上の位置付け：Ⅱ－５－(2)】

評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営（評価実施単位：施策）
担当部局	刑事局総務課
評価実施時期	令和７年８月
政策・施策内容	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。

【政策体系上の位置付け：Ⅱ－６】

評価対象	矯正処遇の適正な実施（評価実施単位：政策）
担当部局	矯正局
評価実施時期	令和９年８月
政策・施策内容	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。

【政策体系上の位置付け：Ⅱ－７】

評価対象	更生保護活動の適切な実施（評価実施単位：政策）
担当部局	保護局
評価実施時期	令和９年８月
政策・施策内容	犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。

【政策体系上の位置付け：Ⅱ－８－(1)】

評価対象	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（評価実施単位：施策）
担当部局	公安調査庁総務部総務課
評価実施時期	令和５年８月
政策・施策内容	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。

【政策体系上の位置付け：Ⅲ－10－(3)】

評価対象	債権管理回収業の審査監督（評価実施単位：施策）
担当部局	大臣官房司法法制部審査監督課
評価実施時期	令和８年８月
政策・施策内容	

暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。

【政策体系上の位置付け：Ⅲ－11－(1)】

評価対象	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 (評価実施単位：施策)
担当部局	人権擁護局総務課、調査救済課、人権啓発課
評価実施時期	令和5年8月
政策・施策内容	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。

【政策体系上の位置付け：Ⅳ－12－(1)】

評価対象	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（評価実施単位：施策）
担当部局	訟務局訟務企画課
評価実施時期	令和7年8月
政策・施策内容	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。

【政策体系上の位置付け：Ⅵ-14-(2)】

評価対象	法務行政における国際協力の推進（評価実施単位：施策）
担当部局	法務総合研究所総務企画部企画課
評価実施時期	令和6年8月
政策・施策内容	国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。

※評価実施時期以外の年度においては、そのフォローアップのため、毎年度の取組に係る実施状況やその課題等を適宜の様式により中間報告をするものとする。

実績評価方式又は事業評価方式により事後評価を行う施策

政策体系			備 考
基本政策			評価方式 (評価時期)
政策			
施策			
I	基本法制の維持及び整備		
	3	法務に関する調査研究	
		(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	事業評価方式 (令和5年8月)
II	法秩序の確立による安全・安心な社会の維持		
	4	再犯の防止等の推進	
		(1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施	実績評価方式 (令和6年8月)
III	国民の権利擁護		
	10	国民の財産や身分関係の保護	
		(1) 登記事務の適正円滑な処理	実績評価方式 (令和6年8月)
		(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	実績評価方式 (令和5年8月)
V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備		
	13	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備	
		(1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	実績評価方式 (令和5年8月)

※実績評価方式により事後評価を行う施策について、評価を行わない年度においては、モニタリングのため、実績の測定結果を報告するものとする。

実績評価方式又は事業評価方式による事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (詐欺に関する研究)	13
(2) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施	24
(3) 登記事務の適正円滑な処理	28
(4) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	37
(5) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び 外国人との共生社会の実現	44

令和4年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省4-(1))

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (詐欺に関する研究)
担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部企画課
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))
政策評価実施予定時期	令和5年8月
評 価 方 式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*1}では、再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施することが、重点施策として掲げられている。また、「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)^{*2}では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等の取組として、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとされている。

ところで、平成28年の刑法犯全体の認知件数は、ピーク時の平成14年の約3分の1まで減少している一方、詐欺の認知件数は、同期間において17.2パーセントの減少にとどまり、平成24年からは増加傾向にある。検挙人員についても、刑法犯全体ではピーク時の平成16年から約4割減少しているのに対し、詐欺は、わずか7.8パーセントの減少にとどまり、近年はおおむね横ばいで推移している。そのため、刑法犯検挙人員全体に占める詐欺の割合も、過去最低の平成13年の0.7パーセントから平成28年の4.6パーセントへと大幅に上昇している。また、平成28年の少年の刑法犯検挙人員は、最近10年間で約3分の1まで減少している一方、詐欺は、同期間において31.4パーセントの減少にとどまり、少年による刑法犯全体の検挙人員に占める詐欺の割合も平成19年の0.9パーセントから平成28年の1.9パーセントへと2倍に上昇している。入所受刑者全体の人員に占める詐欺の割合についても、平成19年の7.6パーセントから平成28年の9.7パーセントへと上昇している。

加えて、詐欺では、平成28年における検挙人員のうち有前科者の割合が約4割を占め、同一罪名前科5犯以上である者の割合も窃盗(2.7パーセント)に次いで高い(2.5パーセント)。また、暴力団構成員等が約2割を占めるなど、犯罪者の特性に応じた、より細やかな再犯防止施策を検討する必要性も高い。

さらに、特殊詐欺の認知件数は、詐欺事犯全体と同様に増加傾向にあるほか、平成28年における被害額も400億円近くに上り、高齢者を中心に深刻な被害を生じさせている。

このような状況の下、詐欺については、警察において手口別に認知件数、検挙件数及び検挙人員が集計されているところ、その手口分類(売付、借用、不動産利用等)による統計資料や、近年別枠組みで集計されている特殊詐欺事犯(及びその態様内訳)の関連資料等を活用することによる分析にも限界がある。また、態様別検挙人員の年齢その他の実態が不明であることはもちろん、検察以降の各過程における態様別統計が存在しないため、多様な詐欺事犯が、どのような刑事処分(又は保護処分)を受けているのか十分に把握できていない。

そこで、法務総合研究所として初めての詐欺事犯の基礎研究を実施し、主として成人

に対する刑事司法手続の中での詐欺事犯者の実態を把握し、諸外国における実情も可能な範囲で踏まえつつ、その効果的な処遇の在り方等の検討に資するものとする。

(2) 目的・目標

判決段階以降における詐欺事犯者の実態及び処分状況等を明らかにし、処遇上の課題や今後の再犯防止策等を探るための基礎的調査とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

令和元年度及び令和2年度の2か年

イ 研究内容

(ア) 詐欺事犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計、犯罪被害実態調査結果等を用いて、詐欺事犯の実態（認知件数、詐欺事犯の態様、被害者と被疑者の関係、共犯関係、詐欺事犯者の属性等）及び詐欺事犯者の施設内及び社会内処遇の状況等を取りまとめる。

(イ) 詐欺事犯と詐欺事犯者の実態調査

一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者（執行猶予の有無を問わない。）を調査対象とし、判決書その他の記録から、犯行時期、犯行の態様、被害者像、被害金品（額）等の詐欺事犯の概要や詐欺事犯者の実態（年齢等の属性、生活環境、宣告刑、共犯事件における役割等）を調査する。また、可能であれば、関係記録から共通して読み取れる項目によって詐欺事犯者の類型化を図り、被害が深刻な特殊詐欺や発生件数の多い類型の詐欺など、効果的な対策を要する類型に焦点を絞って、その特徴を更に明らかにする。

(ウ) 詐欺事犯者の再犯状況等の調査

一定期間において、詐欺事犯により懲役刑以上の有罪判決を受けた者について、上記の効果的な対策を要する類型を中心に再犯の実態を調査し、明らかにする。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記（ア）から（ウ）を総合して、詐欺事犯及び詐欺事犯者に対する処遇の実態等を明らかにし、詐欺事犯の抑止や詐欺事犯者の再犯防止等に関する課題と展望を取りまとめて、犯罪白書等として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成30年4月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

(1) 必要性

本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。詐欺の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員が近年大幅に減少する中で、増加傾向にあり、かつ、深刻な被害を生じているところ、本研究は、詐欺事犯者の実態を明らかにし、その処遇の充実強化を図るなど、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。

現時点では、詐欺の実態や詐欺事犯者の処遇状況等について、刑事司法手続の各段階において実証的に明らかにした研究がないところ、このような調査研究を実施するためには、多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。したがって、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。

詐欺については、その手口が多様であり、詐欺事犯者もそれぞれ異なった特性等を有するため、再犯防止対策上、特に重点を置くべき類型等を明らかにし、効果的な再犯防

止対策を講ずる必要がある。特に、詐欺の中でも、深刻な被害を生じている特殊詐欺事犯者の実態を明らかにし、同事犯者に対する再犯防止策の充実強化が急務である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であった。

(2) 効率性

調査の対象は、一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者とし、判決書その他の記録から実態を明らかにし、被害が深刻な特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に更に絞り込んで、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保する予定である。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなる見込みである。

本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、詐欺事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、判決書その他の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。

研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中30点であった。

(3) 有効性

本研究は、詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにするとともに、その処遇等の現状や課題を整理し、再犯防止対策の在り方等を考察するものであって、過去に例のない研究であることを踏まえると、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、多様な詐欺事犯の更なる実態解明や抑止策等の検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であった。

(4) 総合的評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、「大いに効果があることが見込まれる」と評価できる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和5年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

○「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

6. 備考

*1「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

*2「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等到大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【詐欺に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、政府の「再犯防止推進計画」等に基づき、犯罪をした者等の特性に応じ、その再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進するものである。詐欺の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員が近年大幅に減少する中で、増加傾向にあり、かつ、深刻な被害を生じているところ、本研究は、詐欺事犯者の実態を明らかにし、その処遇の充実強化を図るなど、再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	現時点では、詐欺の実態や詐欺事犯者の処遇状況等について、刑事司法手続の各段階において実証的に明らかにした研究がないところ、このような調査研究を実施するためには、多様なデータを包括的に収集し、精緻に分析することが必要となるため、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。したがって、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	詐欺については、その手口が多様であり、詐欺事犯者もそれぞれ異なった特性等を有するため、再犯防止対策上、特に重点を置くべき類型等を明らかにし、効果的な再犯防止対策を講ずる必要がある。特に、詐欺の中でも、深刻な被害を生じている特殊詐欺事犯者の実態を明らかにし、同事犯者に対する再犯防止策の充実強化が急務である。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査の対象は、一定期間において、詐欺事犯により懲役刑の有罪判決を受けた者とし、判決書その他の記録から実態を明らかにし、被害が深刻な特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に更に絞り込んで、その処遇状況も含め調査研究を深めていくものであり、十分な対象者数を確保する予定である。したがって、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として、詐欺事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、判決書その他の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにするとともに、その処遇等の現状や課題を整理し、再犯防止対策の在り方等を考察するものであって、過去に例のない研究であることを踏まえると、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や大学等の研究機関においても、多様な詐欺事犯の更なる実態解明や抑止策等の検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 70点

令和４年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省４－（２））

施策名	国と地方公共団体が連携した取組等の実施
担当部局名	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
施策の概要	再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。
政策体系上の位置付け	再犯の防止等の推進 （Ⅱ－４－（１））
達成すべき目標	・地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図る。 ・成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）^１を通じて、民間の団体等の創意と工夫を活用し、再犯防止対策の充実を図る。
目標設定の考え方・根拠	・我が国においては、検挙人員の約半数を再犯者が占めており、再犯防止は極めて重要な政策課題である。再犯防止のためには、刑事司法手続を離れた者に対しても、地域社会において「息の長い」支援を行うことが重要であり、「再犯の防止等の推進に関する法律」^２（平成28年法律第104号）においても、国のみならず、地方公共団体においても、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第４条第２項）とされている。 法務省においては、平成30年度から令和２年度にかけて、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について検討するため、地域再犯防止推進モデル事業を実施したところ、今後、同事業において効果の認められた取組の横展開などを通じて、地方公共団体による再犯防止の取組の一層の促進を図る必要があることから、上記目標を設定した。 ・「再犯防止推進計画」^３（平成29年12月15日閣議決定）においては、「民間協力者の活動の促進」が重点課題の１つとして掲げられているところ、そのための具体的施策として、民間資金の活用や社会的成果評価に関する調査研究等を通じて、民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動を促進することとされている。 また、政府においては、公共サービスに民間セクターのノウハウ等を引き出し、個々の事業の費用対効果を高める仕組みであるＰＦＳの普及促進に取り組むこととされているところ、再犯防止は、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」^４（令和２年３月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「ＰＦＳアクションプラン」という。）における重点分野の１つであり、同プランに基づく具体的な取組として、ＰＦＳによるモデル事業の実施に向けた検討を進めることとされたこと等も踏まえ、上記目標を設定した。
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） ○再犯防止推進計画加速化プラン^５（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定） ○成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和２年３月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）
政策評価実施予定時期	令和６年８月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値					
		基準年度	3 年度	4 年度	5 年度		
1 地方再犯防止推進計画 ^{＊6} を策定している地方公共団体の数	188	令和 2 年度	207	対前年度 1 割増	対前年度 1 割増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）は、地方公共団体において、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に進めることなどを目的として策定されるものであり、同計画を策定している地方公共団体の数は、地方公共団体における再犯防止の取組の進捗度合いを把握する上で有用であると考えられることから測定指標として設定した。 なお、再犯防止推進計画においても、再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標として「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合」が設定されている。 また、目標値については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において「令和 3 年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことが成果目標として設定されていたところ、令和 2 年度において、既に当該目標が達成された。これを踏まえ、令和 3 年度においては、対前年度 1 割増である207団体を目標値として設定した。							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数			18	63	188	集計中	

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）			
		基準年度	3 年度	4 年度	5 年度
2 再犯防止分野における P F S / S I B ^{*7} 事業の推進状況	—	—	再犯防止分野における P F S / S I B を活用したモデル事業のスキームを構築し、同事業を開始する。	令和3年度までの取組を踏まえ、再犯防止分野における P F S / S I B 事業実施のための手引きを作成する。	令和4年度までの取組を踏まえ、再犯防止分野における P F S / S I B 事業の普及促進を推進し進める。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
令和元年度に委託実施した「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案					

件組成のための調査研究」において、ＳＩＢを活用した新たな再犯防止事業の案が示されたことに加え、ＰＦＳアクションプランにおいて、再犯防止分野におけるＰＦＳ／ＳＩＢを活用したモデル事業の実施に向けた検討や、分野別のＰＦＳ事業実施のための手引きを作成すること、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約することとされていることを踏まえて設定した。

施策の進捗状況（実績）		
2 年度	3 年度	4 年度
	—	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			4 年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2 年度	3 年度		
① 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等の実施（令和 3 年度）			19 百万円	9 百万円	1
達成手段の概要等				令和 4 年行政事業レビュー事業番号	
平成30年度から令和 2 年度にかけて実施した地域再犯防止推進モデル事業により得られた成果の展開等を通じ、地方公共団体による再犯防止の取組の一層の促進を図るため、法務省及び地方公共団体を構成員とする協議会等を実施する。				—	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			4 年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2 年度	3 年度		
② 再犯防止分野における ＰＦＳ／ＳＩＢを活用したモデル事業の実施（令和 3 年度）			17 百万円	26 百万円	2
達成手段の概要等				令和 4 年行政事業レビュー事業番号	
国による ＰＦＳ／ＳＩＢを活用したモデル事業として、ＳＩＢを活用した非行少年に対する学習支援事業を新たに導入する。				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			4 年度
	元年度	2 年度	3 年度	当初予算額
			36 百万円	35 百万円

*1 成果連動型民間委託契約方式（P F S）

委託業務の結果に関する成果目標の達成度合いに応じて支払額が変動する契約方式

*2 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）

第4条（略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

*3 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、「地方公共団体との連携強化等のための取組」、「民間協力者の活動の促進」等を重点課題としている。

*4 「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

医療・健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野として、今後、P F Sの普及促進を進めていくに当たっての方針等が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、再犯防止分野において、分野別のP F S事業実施のための手引きの作成、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の蓄積、事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討などを行っていくこととされている。

*5 「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき課題に対応した各種取組が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、「地方公共団体との連携強化の推進」を課題の一つとして掲げ、「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことを成果目標とした上で、これを達成するための具体的な取組が盛り込まれている。

また、「民間協力者の活動の促進」についても課題の一つとして掲げ、具体的取組として、「ソーシャル・インパクト・ボンド等の成果連動型民間委託契約方式（P F S）の仕組みを通じ、社会的課題に取り組むN P O、民間企業・団体と連携した効果的な再犯防止・立ち直りに向けた活動を推進する。」ことが盛り込まれている。

*6 地方再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条第1項に基づき、地方公共団体が再犯の防止等に関する施策の推進に関して定めるよう努めることとされている計画

*7 S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）

P F Sの一類型であり、民間事業者が、事業に必要な資金を資金提供者から調達し、事業の成果指標の改善状況と連動して、行政等から受けた対価に応じて返済等を行うもの。

令和４年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省４－（３））

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課、民事第一課、民事第二課、商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－１０－（１））
達成すべき目標	・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*１}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・商業登記電子証明書の普及を促進する。 ・長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。
目標設定の考え方・根拠	・登記所備付地図は、法務局（登記所）が、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界（筆界）を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については、都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから、平成１５年６月、内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００４」以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、令和２年度においては「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和２年７月３日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）に、「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されているほか、「経済財政運営と改革の基本方針２０２０」及び「成長戦略フォローアップ」（いずれも令和２年７月１７日閣議決定）においても同様の方針が明記される等、その重要性が広く認識されてきているところである。登記所備付地図には正確な土地の境界（筆界）が明示され、筆界をめぐる紛争の解決又は防止に資することにより、国民の財産の保全を図るため、同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。 ・商業登記電子証明書は、法務局（登記所）の登記官が、商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項の規定により会社・法人の代表者等に対して発行する電子証明書である。商業登記電子証明書については、法人向けワンストップサービスの実現の一環として、法人の本人確認のデジタルによる完結を促進するため、「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月２１日閣議決定）において、「将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化」に向けた方針が打ち出され、令和２年度においても「事業環境改善に向けた取組について（改訂２０２０）」（令和２年４月２０日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和２年７月１７日閣議決定）に商業登記電子証明書の「利用機会の拡大」が明記された。また、令和３年度においても「成長戦略フォローアップ」（令和３年６月１８日閣議決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（同日閣議決定）において、商業登記電子証明書について「一般的に利用されるよう広報活動を行う」こととされ、その重要性が広く認識されてきているところであり、今後も同電子証明書の普及を促進していく必要がある。 ・所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、管理

	の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせており、人口減少、超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。 そこで、所有者不明土地問題の解消を図るため、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を調査し、その調査結果を登記記録に記録するなどして当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。また、表題部所有者の氏名、住所が正常に記録されていないことにより所有者が不明となっている表題部所有者不明土地について、登記官が表題部所有者を探索・特定することによって当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）^{*2} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定） 第2部－1－(3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進^{*3} ○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章－2－(12) 土地利用（国土利用）^{*4} ○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 第3章－2－(1)④ 地方都市の活性化に向けた環境整備^{*5} ○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6－(2)－iv)－①－エ) 都市の競争力の向上^{*6} ○都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定） 第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等^{*7} ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定） 3 地籍調査の円滑化・迅速化^{*8} ○事業環境改善に向けた取組について（改訂2020）（令和2年4月20日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定） 5－(1) 法人設立^{*9} ○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定） 6－(2)－iii)－③－ア) 法人向けワンストップサービスの実現^{*10} ○成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 1－(1)－i) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進^{*11} ○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定） 第2－1－(4)－① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及^{*12}
政策評価実施 予定時期	令和6年8月

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	—	—	26.9	23.7	23.7
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区（D I D）の地図混乱地域					

を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から、以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。

- ① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定
 - ② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定
 - ③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定、さらに、当該計画を延長し、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成30年度からの新たな3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」を策定
 - ④ 平成28年熊本地震の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、熊本県の3.6平方キロメートルを対象とする令和2年度からの5か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業（熊本県益城町）5か年計画」を策定
- そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、上記計画に基づいて定められている令和3年度から令和5年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	24	25	26	27	26	集計中	

測定指標	基準値	年度ごとの目標値			
		基準年度	3年度	4年度	5年度
2 電子証明書の発行件数	259,646	2年度	対2年度増	対3年度増	対4年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

商業登記電子証明書は、請求の方法が書面請求に限定されていることから、利便性が低いという指摘がされており、これまで必ずしも普及しているとはいえない状態となっている。

しかし、令和3年2月を目処に商業登記電子証明書のオンライン請求を開始するとともに、今後も手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討・実施することで、普及を促進することとしている。

そこで、測定指標として、電子証明書の発行件数¹³を設定し、令和3年度から令和5年度までの発行件数について、前年度実績より向上させることを目標とした。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
電子証明書の発行件数	113,133	129,810	154,135	193,399	259,646	集計中	
参考指標	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度

有効な電子証明書の件数 (各年度末時点の件数)	25,226	29,012	34,265	42,199	56,364	集計中	
----------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	-----	--

測定指標	基準値	年度ごとの目標値					
		基準年度	3 年度	4 年度	5 年度		
3－1 長期相続登記等未了土地が解消された数（累計数） 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表2019のK P I】	36,534 筆 （令和2 年度末時点）	2 年度	対2 年度増	対3 年度増	対4 年度増		
3－2 変則的な登記がされている土地が解消された数（累計数） 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表2019のK P I】	2,288筆 （令和2 年度末時点）	2 年度	対2 年度増	対3 年度増	対4 年度増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」等において、「長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕」、「変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕」とのK P I が設定されていることから、当該数を測定指標等として採用した。							
過去の実績	年度ごとの実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
長期相続登記等未了土地が解消された数（累計数）	－	－	－	1,821筆 （令和元年度末時点）	36,534筆 （令和2 年度末時点）	集計中	
変則的な登記がされている土地が解消された数（累計数）	－	－	－	53筆（令和元年度末時点）	2,288筆 （令和2 年度末時点）	集計中	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	4,775百万円 (4,726百万円)	4,857百万円 (4,646百万円)	4,837百万円	4,897 百万円	1
達成手段の概要等				令和4年行政事業レビュー事業番号	

法務局（登記所）が、登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、国民の財産の保全を図るとともに、都市再生の円滑な推進等に寄与する。	—
---	---

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	7,428百万円 (7,339百万円)	7,872百万円 (7,799百万円)	8,265百万円	8,356 百万円	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	21,805百万円 (21,717百万円)	19,040百万円 (18,909百万円)	20,060百万円 ※1	20,059 百万円 ※8	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	2,967百万円 (2,941百万円)	3,657百万円 (3,604百万円)	2,850百万円 ※2	3,042 百万円 ※9	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求の登記関係手続等について、インターネット等を利用したオンラインによる申請（請求）を行うことを可能とする。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	4,945百万円 (4,814百万円)	6,476百万円 (6,396百万円)	5,644百万円 ※3	3,672 百万円 ※10	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面に係る事務を処理する上で不可欠な地図情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	364百万円 (362百万円)	432百万円 (425百万円)	427百万円 ※4	376 百万円 ※11	2
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,185百万円 (1,059百万円)	1,706百万円 (1,690百万円)	1,889百万円	1,183 百万円 ※12	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの安定的な運用・管理を行う。				—	

達成手段	予算額計（執行額）	4年度	関連
------	-----------	-----	----

(開始年度)	元年度	2 年度	3 年度	当初 予算額	する 指標
⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	428百万円 (427百万円)	347百万円 (339百万円)	285百万円	262 百万円 ※13	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付請求に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産・債権譲渡登記システムの運用を行う。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4 年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2 年度	3 年度		
⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	515百万円 (502百万円)	574百万円 (573百万円)	396百万円 ※ 5	272 百万円 ※14	—
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4 年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2 年度	3 年度		
⑩所有者不明土地問題の解消 (平成31年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会 資本整備等分野18 改革工程表2019 のK P I】	3,198百万円 (1,974百万円)	2,496百万円 (2,283百万円)	1,429百万円 ※ 6	1,494 百万円	3
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
所有者不明土地問題の解消を図るため、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を調査し、その調査結果を登記記録に記録するなどして当該土地の解消を図る作業を実施する。また、表題部所有者の氏名、住所が				—	

正常に記録されていないことにより所有者が不明となっている表題部所有者不明土地について、登記官が表題部所有者を探索・特定することによって当該土地の解消を図る作業を実施する。

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
①登記事務の運営 (－年度)	4,612百万円 (4,524百万円)	4,873百万円 (4,854百万円)	5,413百万円	5,986 百万円	－
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。				－	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			4年度
	元年度	2年度	3年度	当初予算額
	54,616百万円 (52,654百万円)	54,638百万円 (53,799百万円)	53,848百万円 ※7	52,083百万円 ※15

※1 一部経費（19,531百万円）について内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※2、※3 内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※4 一部経費（20百万円）についてデジタル庁へ一括計上

※5 一部経費（8百万円）についてデジタル庁へ一括計上

※6 一部経費（46百万円）について内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※7 内閣官房及びデジタル庁への一括計上分（28,099百万円）を含んだ額

※8～14 デジタル庁へ一括計上

※15 デジタル庁への一括計上分（28,865百万円）を含んだ額

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」

国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」

第2部－1－(3)

地籍整備の推進等を行う。

*4 「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」

第3章－2－(12) 土地利用（国土利用）

地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。

所有者不明土地について、所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」

第3章－2－(1)④ 地方都市の活性化に向けた環境整備

所有者不明土地等について、基本方針等に基づき対策を推進する。

*6 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」

6－(2)－iv)－①－エ) 都市の競争力の向上

登記所備付地図の整備を一層推進する。

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき、所有者不明土地への対策を図る。

*7 「都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定）」

第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等

都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

*8 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」

3 地籍調査の円滑化・迅速化

地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める。

*9 「事業環境改善に向けた取組について（改訂2020）（令和2年4月20日事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定）」

5－(1) 法人設立

商業登記電子証明書の利便性向上を図るとともに、一定期間無償化の是非も含めて、手数料の見直しや利用機会の拡大の方策などを検討し、2020年中に結論を得る。

*10 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」

6－(2)－iii)－③－ア) 法人向けワンストップサービスの実現

商業登記電子証明書の利便性向上の方策としてオンライン発行請求を可能とする。また、商業登記電子証明書の一定期間無償化の是非も含めた手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討する。

*11 「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）」

1－(1)－i) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進

商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。2021年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、2025年度までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。

*12 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）」

第2－1－(4)－① 電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及

※11に同じ。

*13 電子証明書の発行件数は、発行した電子証明書の証明期間に応じて、件数を計上している。証明期間が3か月を超えるものについては、その超える期間3か月までごとに1件を加算した件数を計上している（例：証明期間3か月では1件、証明期間6か月では2件、証明期間27か月では9件として計上）。

令和４年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）
（法務省４－（４））

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課、民事第一課、商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－１０－（２））
達成すべき目標	・国籍事務^１を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務^２である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和２年７月１０日から開始した遺言書保管制度^３を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。
目標設定の考え方・根拠	・日本国籍は、我が国の構成員としての資格であり、我が国における重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務である。特に日本国籍を付与する事務は、国籍取得届については、平成２１年１月１日の改正国籍法^４施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するとともに、帰化許可申請についても、偽装婚姻、不法就労等による不正な日本国籍取得を防止するため、的確な調査に基づく厳格な判断を行うことにより、慎重かつ適正に処理する必要がある。 ・戸籍は、日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成２０年５月１日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 ・供託は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで、供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに、業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。 ・遺言書保管制度は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、法務局において遺言書の保管及び当該遺言書に係る画像情報の管理をすることにより、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することが目的である。また、遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。遺言書保管制度は令和２年７月１０日から開始した新しい制度であることから、制度の利用の促

	進のために広報活動を行う必要があるとともに、制度の円滑な運用を行う必要がある。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）6 行政手続のデジタル化 6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 ^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第3章－2－(2)② 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ^{*6}
政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）		
		4 年度			
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	—	—	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。		
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠					
帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。 また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号）^{*7}の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を緊密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。 そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。					
施策の進捗状況（実績）					
3 年度					
—					
参考指標	年ごとの実績値				
	29年	30年	元年	2 年	3 年
帰化許可申請者数（人）	11,063	9,942	10,457	8,673	集計中
帰化許可者数（人）	10,315	9,074	8,453	9,079	集計中
帰化不許可者数（人）	625	670	596	900	集計中
改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	966	958	884	772	集計中

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	4年度				

2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	—	—	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。
-----------------------------	---	---	---

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等^{*8}への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

3 年度

—

参考指標	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	1,956	1,895	1,657	1,494	集計中
市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*9} の延べ実施日数（日）	562	569	565	186	集計中
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,524	9,263	8,665	2,101	集計中
現地指導実施回数 ^{*10} （回）	1,715	1,700	1,632	1,580	集計中
現地指導実施率 ^{*11} （％）	90	90	86	83	集計中

測定指標	基準値	年度ごとの目標値	
		基準年度	4 年度
3 供託手続のオンライン利用率の向上	集計中	3 年度	対 3 年度増 （ただし、3 年度の値が 2 年度の値を下回った場合は、対 2 年度増とする。）

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則（昭和34年法務省令第2号）の改正^{*12}を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることがで

きる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率^{*13}の向上を設定し、令和4年度のオンライン利用率について、令和3年度実績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件^{*14}の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による令和3年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率（％）	18.0	18.3	19.5	24.3	集計中
参考指標	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数（件）	84,043	107,312	105,744	102,525	集計中

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値
			4年度
4 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数（件）	集計中	3年度	対3年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。そのため有用な目標値としては、保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数が適当であるものと考えられる。

そこで、令和4年度においては、これらの件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数（件）	—	—	—	449	集計中
参考指標	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度）へのアクセス件数（件）	—	106,626	401,574	1,016,297	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
①国籍・戸籍事務等の運営 (一 年度)	3,065百万円 (3,035百万円)	6,594百万円 (6,322百万円)	8,368百万円	26,298 百万円 ※ 1	1、2
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分 関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
②供託事務の運営 (明治24年度)	900百万円 (896百万円)	1,019百万円 (999百万円)	879百万円	994 百万円 ※ 2	3
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の 保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債 務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・ 執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取 扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
③遺言書保管事務の運営 (令和2年度)	702百万円 (685百万円)	600百万円 (574百万円)	481百万円	485 百万円 ※ 3	4
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
遺言書保管制度は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、法務局において遺 言書を保管及び当該遺言に係る画像情報を管理することにより、自筆証書遺言の利用を 促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的とする。また、遺言の利用を促進することで、相続人等の 権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権 利保全等のため重要な役割を果たす制度である。				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			4年度 当初予算額
	元年度	2年度	3年度	

	4,555百万円 (4,518百万円)	8,166百万円 (7,840百万円)	9,610百万円	27,738百万円 ※ 4
--	------------------------	------------------------	----------	------------------

- ※1 一部経費（10,224百万円）についてデジタル庁へ一括計上
 ※2 一部経費（704百万円）についてデジタル庁へ一括計上
 ※3 一部経費（364百万円）についてデジタル庁へ一括計上
 ※4 デジタル庁への一括計上分（11,275百万円）を含んだ額

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき、法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

6 行政手続のデジタル化

6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ、（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第3章－2－(2)② 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり)

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*7 「改正国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する

研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*12 「供託規則の改正」(平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行)の主な内容

- ①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、
- ③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*13 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数(オンライン申請と書面申請電子納付の合計)を供託事件総数で割った率(大量供託事件を除外)

*14 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

令和4年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表） （法務省4－（5））

施策名	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現
担当部局名	出入国在留管理庁政策課
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（V－13－（1））
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 ・外国人との共生社会の実現のため、相談対応の充実を図る。
目標設定の考え方・根拠	・平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」³において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされているとおり、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものである。 ・このように政府を挙げての観光立国の実現に向けた各種施策により、今後、更なる外国人入国者数の増加が見込まれるところ、これに比例して、不法残留者等も更に増加する可能性が大きいことなどから、これら不法滞在者の取締りのため、摘発を強化するなどして、不法滞在者対策を推進していく。 ・「偽装滞在者」の増加が懸念されており、犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」⁴においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度⁵により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。これを踏まえ、平成28年11月に公布（一部の規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）⁶により、偽装滞在者対策に関する罰則を整備するとともに、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたところ、出入国在留管理庁では、偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用することで偽装滞在者への対策を一層推進していく。 ・「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」⁷において、法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境整備を効果的・効率的に進めることとされた。これを受け、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」⁸が策定され、状況の変化に応じて必要な施策を追加するなどし、改訂が行われているところ、外国人在留支援センター⁹において、出入国在留管理庁をはじめとする関係省庁が連携して、在留外国人からの相談への対応等を行うとともに、在留外国人に対する相談窓口をはじめとする地方公共団体等の職員による相談対応の充実を図ること等により、外国人との共生社会の実現を一層推進していく。

施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定） ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） ○「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定） ○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」（令和3年6月15日関係閣僚会議決定）
政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年度	4年度		
1 入国審査待ち時間20分以内達成率（％）	76	元年度	対元年度増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
平成29年1月から、全国の空港（ターミナル・入国審査場）ごとの計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）の総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測¹⁰し、公表している。当該取組は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため、円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いを図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしたものである。本測定指標は、前年度を基準年として達成率を増加させることを目標としている。 目標達成のためには、①「入国審査官が審査ブースで審査を行う対象者の削減」及び②「入国審査官の1件当たりの審査ブースでの審査に要する時間の短縮」が必要であり、自動化ゲートの利用の促進は①、バイオカート¹¹の導入は②を実現するための手段として効果的であることから、参考指標としている。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことを踏まえ、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせていることから、令和4年度の目標値については、令和元年度の数値を基準としている。 また、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。					
過去の実績	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
入国審査待ち時間20分以内達成率（％）	76	78	76 ※1	－ ※2	－ ※2
参考指標	年ごとの実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
外国人入国者数	2,743万人	3,010万人	3,119万人	431万人	35万人
外国人出国者数	2,718万人	2,985万人	3,096万人	468万人	集計中
日本人帰国者数	1,788万人	1,891万人	2,003万人	368万人	集計中

日本人出国者数	1,789万人	1,895万人	2,008万人	317万人	51万人
自動化ゲートの利用者数	331万人	1,260万人	3,500万人	774万人	集計中
バイオカートの導入状況	成田空港等12空港に導入	北九州空港等2空港に導入	羽田空港に導入	博多港及び比田勝港に導入	導入予定なし

- ※1 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。
- ※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年度	4年		
2 在留資格取消件数 (件)	集計中	3年	対3年増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、付与された在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもよりの確に対処できるようになったこと、また、平成28年11月に公布（一部規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、偽装滞在者対策に関する罰則の整備や在留資格取消事由の拡充等の措置が講じられたことを受け、偽装滞在者に厳格に対応するため、在留資格取消制度の積極的な活用を図るとの観点から、在留資格取消件数の対前年増を目標値とした。 なお、今後は新型コロナウイルス感染症の感染の状況を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。					
過去の実績	年ごとの実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
在留資格取消件数（件）	385	832	993	1,210	集計中

測定指標	基準値		年ごとの目標値
		基準年	4年
3 違反事件数（件）	集計中	3年	対3年増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、摘発の強化等の施策を実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、平成21年1月には約13万人まで減少した。その後も不法			

滞在者の一層の縮減に努めた結果、平成26年1月1日現在の不法残留者数は約5万9,000人まで減少した。しかし、平成27年1月1日現在の不法残留者数は約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、令和3年1月1日現在では約8万3,000人と増加基調にあるところ、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、新型コロナウイルス感染症収束後は、外国人入国者数は増加に転ずることが見込まれ、これに応じて、不法残留者数も更に増加する可能性が大きく、更なる不法滞在者の縮減に努める必要があり、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、摘発等を実施するなどして、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることにより、不法滞在者の縮減につながることから、違反事件数の対前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
違反事件数（件）	13,686	16,269	19,386	15,875	集計中
参考指標	年ごとの実績値（各年1月1日現在）				
	30年	元年	2年	3年	4年
不法残留者数（人）	66,498	74,167	82,892	82,868	集計中

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年	4年度		
4 地方公共団体等と連携を行った回数（回）	集計中	3年度	対3年度増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
国における外国人との共生施策に関する企画・立案にあたっては、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。 また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として入管職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。 よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数の対前年度増を目標値とする。					
過去の実績	年度ごとの実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方公共団体等と連携を行った回数（回） ※「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数（回）」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数（回）」を合わせた数	—	—	—	377	集計中
受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数（回）	—	—	—	212	集計中

一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数（回）	—	—	—	165	集計中
-------------------------------	---	---	---	-----	-----

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
①出入国管理業務の実施 (昭和25年度)	10,739百万円 (9,195百万円)	11,466百万円 (9,802百万円)	9,904百万円	9,948 百万円	1、2、3、 4
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
本邦に上陸する外国人の上陸審査、帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を行う。 本邦に在留する外国人の在留資格の変更、在留期間の更新の許可、資格外活動の許可等を行う。 本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。 本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
②中長期在留者 ^{*12} 住居地届出 等事務の委託 (平成24年度)	1,178百万円 (1,175百万円)	1,358百万円 (1,340百万円)	1,297百万円	1,203 百万円	2
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
在留管理制度においては、出入国在留管理庁長官が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、出入国在留管理庁長官に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、住居地の届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務^{*13}として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
③被收容者等の処遇 (昭和25年度)	2,093百万円 (1,989百万円)	2,372百万円 (1,859百万円)	2,167百万円	1,323 百万円	3
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	

我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や、罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき退去強制手続を受けることになっており、収容令書を発付された者及び退去強制手続の結果強制送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、収容施設に収容することとしている。	—
--	---

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
④ バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度)	2,661百万円 (2,593百万円)	2,621百万円 (2,586百万円)	1,665百万円 ※ 3	903 百万円 ※ 7	1
達成手段の概要等				令和4年行政事業レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を、当庁が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。 なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。 ・自動化ゲートシステム 個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、指紋認証ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供（在留外国人については指紋に加え顔写真も提供）することにより、通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。 また、事前登録を行っていない日本人及び「短期滞在」の在留資格で在留し出国（再入国許可による出国を除く。）しようとする外国人についても、顔認証ゲートの通過時に旅券情報及び顔写真を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出帰国（※）が可能となる。 （※平成30年度に成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港、令和元年度に新千歳空港、令和2年度に那覇空港の出国・上陸審査場に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。また、日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、令和元年度の羽田空港を皮切りに、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港、新千歳空港及び那覇空港において順次運用を開始した。）				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
⑤ 出入国審査システムの維持・管理 (—年度)	6,183百万円 (5,863百万円)	9,298百万円 (8,538百万円)	9,467百万円 ※ 4	6,452 百万円 ※ 8	1、2、3
達成手段の概要等				令和4年行政事業レビュー事業番号	

以下のシステムの運用。	—
・日本人出帰国審査システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム	
・電子届出システム 中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して出入国在留管理庁長官に届け出るシステム	
・指紋照合システム 退去強制手続において取得した外国人の指紋及び顔画像データ管理システム	
・事前審査システム 乗員及び乗客情報を当庁が保有する要注意人物リストと照合するシステム	
・乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			4年度 当初 予算額	関連 する 指標
	元年度	2年度	3年度		
⑥外国人の出入国情報の管理 (－年度)	2,924百万円 (2,923百万円)	2,923百万円 (2,896百万円)	3,091百万円 ※5	2,928 百万円 ※9	1、2
達成手段の概要等				令和4年行政事業 レビュー事業番号	
以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム 外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム				—	

施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			4年度 当初予算額
	元年度	2年度	3年度	
	25,833百万円 (23,792百万円)	30,042百万円 (27,025百万円)	27,591百万円 ※6	22,757百万円 ※10

※3～5 内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※6 内閣官房及びデジタル庁への一括計上分（14,224百万円）を含んだ予算額

※7～9 デジタル庁へ一括計上

※10 デジタル庁への一括計上分（10,283百万円）を含んだ予算額

*1「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を利用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲートの利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅱ 治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進

を図ることが必要である。

(後略)

III 戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(3) 情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「新しい在留管理制度」

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。)が公布され、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日から導入された制度で、従来、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に基づき出入国在留管理官署が把握していた情報と、外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき市区町村が把握していた情報を基本的の一つにまとめ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②出入国在留管理庁長官が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国在留管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*6 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成28年法律第88号)(一部概要)

(平成28年11月28日公布、平成29年1月1日施行(一部の規定を除く。))

- ・偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者及び営利の目的でその実行を容易にした者に対し、不法入国や不法上陸と同等の罰則を設けるとともに、それに伴う退去強制事由や在留資格取消事由の整備を行った。

- ・正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、3か月以上経過していなくとも、その在留資格を直ちに取消すことを可能とし、また、その者が逃亡すると疑うに足る相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定することなく、直ちに退去強制手続に移行する規定を設けた。

- ・在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官が行うことも可能とした。

*7 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)

1. 基本的な方針(抜粋)

出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとする。

*8 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日関係閣僚会議決定)

外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から策定されたものであり、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。

*9 「外国人在留支援センター」

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)は、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府

の窓口が、新宿区の JR 四ツ谷駅前にある「コモレ四谷 (CO・MO・RE YOTSUYA)」ビルに集約され、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っている。

*10 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している (https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00117.html)。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*11 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を前倒しで取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*12 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期在留者に含まれない。

No	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	伊藤委員	P15【評価項目】 (3)有効性	詐欺及び詐欺事犯者の実態を明らかにする点で、本調査研究の意義は十分認められるが、再犯防止対策の観点からどのような具体的な知見が得られたのか、伺いたい。	詐欺の有罪判決が確定した者を対象とした特別調査の結果、再犯防止対策としては、例えば、①特殊詐欺事犯者には、「不良交友」の背景事情がある者が相当の割合含まれていたことから、不良な交友関係からの離脱について指導していくことが有効であること、②特殊詐欺事犯者には、動機・理由や背景事情に「金ほしさ」や「生活困窮」等の経済的問題がある者も少なくないことから、勤労意欲・能力向上のための支援や、円滑な就職実現に向けた職業訓練の実施等の方策が必要であること、③無銭飲食等の詐欺事犯者については、「生活困窮」が犯行の動機・理由となっている者が多く、早期の段階から安定した生活環境に向けての支援、生活態度に関する指導を行うことが重要であることなどの知見が得られたと考えております。
1-2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	大沼委員	P15【評価項目】 (2)効率性 (3)有効性	特殊詐欺など、効果的な対策を要する類型に絞り込んで、その処遇状況も含めて調査研究をする、とあるが、その対象が判決書その他の記録とされているので、「効率性」は理解できるが、どのようにして「有効な研究」とするつもりなのかが見えてこない。特殊詐欺における組織犯罪の実態、組織形成、手口、関与している者の分類・分析などを行うには、刑事記録だけではなく、現場の警察の認識、意見なども聴き取り、裁判の世界には現れてこないものも対象に含め、考察を深める必要があるのではないかと。	「詐欺事犯と詐欺事犯者の実態調査」(2. (3)イ(イ))につきましては、具体的な処分と結びつき、かつ、より客観的で信頼性のある公的記録を基礎に調査・分析を行うため、判決書、刑事確定記録(警察が作成した捜査報告書や供述調書等も含まれます。)等を中心に調査・分析いたしました。このような調査・分析によっても、例えば、共犯者との関係、経済状況も含めた生活状況、特殊詐欺グループに加わった経緯等を含め、詐欺事犯者の特性や実態につき、有効な知見を得ることができたと認識しています。 また、御指摘にもあるとおり、考察を深めるために、現場の声を聞き取る必要があると考え、実際に詐欺被害に遭った方からの聴取、刑事施設、少年院及び保護観察所における取組等についての調査等を実施しました。警察の関係では、特殊詐欺の認知・検挙状況等について警察庁が精査・集計した資料を主な分析・調査対象といたしましたが、今後同種調査を行う際には、警察の現場から聴取することも検討してまいりたいと存じます。
1-3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	野澤委員	P14、15【事前評価の概要】 P23 別紙2	特殊詐欺犯による被害の深刻さを考えると研究の必要性は明白だが、事前評価のすべての項目がいずれも満点(10点)となっているのが気になる。特に有効性、効率性については具体的にどのような点を評価されたのか。特殊詐欺犯は役割を分けた階層的なチームあるいはネットワークによって構成されており、検挙されているのは「受け子」「出し子」と言われる末端の人員がほとんどと言われる。組織全体から見れば、検挙されることをある程度想定して「手先」として使っているともされる。このような属性の被検挙者の研究は、犯罪の根絶にどの程度寄与するのか。その上ですべての項目を満点とする事前評価の根拠について教示されたい。	研究評価検討委員会における事前評価の根拠は、「3. 事前評価の概要」(1)ないし(3)記載のとおりです。その上で補足いたしますと、同委員会における効率性(別紙2評価項目4)についての議論の中では、調査対象の設定自体は適切であることを前提に、調査の際には、特殊詐欺の主犯格と共犯者の特徴の差異についての分析を意識的に行われたという指摘がなされたところです。また、有効性についての議論では、詐欺事犯者に関する研究が過去に例のない研究であることから、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や研究機関における更なる実態解明や抑止策等の検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれるという評価を受けたものと認識しています。 なお、特別調査の対象とした特殊詐欺事犯者を役割類型別に類型化したところ、主犯・指示役(9.7パーセント)、架け子(28.1パーセント)、犯行準備役(15.8パーセント)、受け子・出し子(46.4パーセント)という結果となり、類型別に、属性や犯行動機・背景事情等の分析を行いました。その結果、例えば、受け子・出し子については、経済的事情を背景に犯行に加担する者が多いものの、実際に報酬を得た者は半数に満たず、半数強が実刑判決を受けるなど、特殊詐欺が決して「割に合う」犯罪ではないことが明らかになりました。このような事実を周知することで、将来的に、特殊詐欺事犯において重要な役割を果たす受け子・出し子としてこの種の犯罪に加担する者を減少させ、特殊詐欺事犯の減少に寄与し得るものと考えております。

No	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
2-1	国と地方公共団体が連携した取組の実施	朝日委員	P25【測定指標1】 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数	令和3年度以降、対前年度1割増が目標値とした理由についてご教示ください。実績では令和2年度まで増加度合いがかなり大きくなっています。「再犯防止推進計画加速化プラン」に基づく事業など、地方公共団体の計画策定支援に係る政策等、測定指標の関連要因の影響などがあれば教えてください。	○ 平成28年12月に成立・施行された再犯防止推進法において、全国的に再犯防止施策を推進するため、地方公共団体にも地方計画を策定する努力義務が課されたことから、その後、法務省において、それまで必ずしも再犯防止施策になじみがなかったと思われる地方公共団体に対し、各種協議会や計画策定のための手引の作成・配布等を通じて働きかけを行うとともに、平成30年度から令和2年度までの間、「地域再犯防止推進モデル事業」を委託実施していただくなどした結果、各地方公共団体における所管部署の確定や内部検討などのプロセスを経て、令和3年度末までには、全ての都道府県で地方計画が策定見込みとなるほか、再犯防止の取組に積極的な市区町村についても、おおむね計画が策定済みとなる見込みとなったものです。 ○ もっとも、国として、基礎自治体が持つ福祉的リソースを活用するなどして、刑務所出所者等に対し必要な支援が十分行われるよう、全ての自治体に取組をお願いしたいと考えており、前記のとおり働きかけを行っているところですが、現状で地方計画が未策定の一部団体からは、「再犯防止施策の必要性が分からない」、「再犯防止のためにできないことがない」等の意見を伺っており、再犯防止施策につき十分に理解をいただけていない団体も少なくない現状にあります。よって、令和4年度以降に地方計画を新たに策定する団体数を増やすためには、これまで以上の働き掛けが必要となるなど、策定団体数の増加の困難度が上がると見込まれることなどから、前年比を基準とし、現時点の暫定的な目標値として「1割増」を設定しているものです。
2-2	国と地方公共団体が連携した取組の実施	朝日委員	P25【測定指標2】 再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の推進状況	「国によるPFS/SIBを活用したモデル事業として、SIBを活用した非行少年に対する学習支援事業を新たに導入する。」とありますが、指標の「推進状況」とは具体的に何で測ることになると想定されるのでしょうか。たとえば、成果指標の検討結果が示されること、など想定項目があればご教示ください。	○ 再犯防止分野におけるPFS/SIB事業は、これまで我が国で行われたことはなく、今回のSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業が初めての事業となります。 ○ そのため、今後、地方公共団体を主体とするものを含め、我が国における再犯防止分野におけるPFS/SIB事業を推進していくためには、まずは法務省が前記学習支援事業におけるスキームの構築やその事業自体を行い、それらを通じて得られた成果指標の設定方法等の知見を手引きとしてまとめて周知・共有するなどし、PFS/SIBの推進に向けた基盤作りを行い、その後の国及び地方公共団体による更なるPFS/SIB事業の実施につなげていくことが必要と考えており、御指摘のように手引き等において成果指標の検討結果を示すことも、進捗状況を測る一つの項目になり得るものと考えております。
2-3	国と地方公共団体が連携した取組の実施	伊藤委員	P26【達成手段①】 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等の実施	実施する協議会等の回数を把握するのみか、その内容も把握するのか、伺いたい。	○ 「達成手段」に関するお尋ねでありますところ、「達成手段」とは、「達成すべき目標」に掲げた施策目標、すなわち、地方公共団体による再犯防止の取組の促進等を達成するための具体的手段たる事業を記載するものと理解しております。 ○ その上で、記載した協議会等の内容は次のとおりであり、いずれも法務省が主催者となり、会議を実施しております。 ・ 全国会議（1回開催） 地域再犯防止推進モデル事業において蓄積された成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進めることを目的として開催。 ・ ブロック別協議会（全6ブロックで1回開催） 全国6ブロックにおいて、当該ブロック内の参考となる取組事例の共有や再犯防止の取組を進めるに当たっての課題や対応策等に関する意見交換等を行うことを目的として開催。 ・ 地域連携協議会（3県（愛知県、滋賀県及び鳥取県）それぞれで3回開催） 再犯防止の取組を進める地方公共団体の連携により、都道府県と市区町村の連携モデルの検討を行うことを目的として開催。

No	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
2-4	国と地方公共団体が連携した取組の実施	大沼委員	P25【測定指標1】 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数 (年度ごとの実績値)	地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数が毎年桁違いに飛躍的に伸びている。これが実現できたのは政策の実施上極めて高い評価を受けるべきだと思うが、その原因、どのような働きかけをしたのかの具体的な内容、また、地方公共団体の推進計画の具体的な内容と法務省からみたその適切さについて説明していただきたい。	○ 法務省では、平成30年度から令和2年度までを事業期間として、合計36の地方公共団体に委託して「地域再犯防止推進モデル事業」を実施することで、これらの地方公共団体に対して、同事業の内容を盛り込みながら、地方計画を策定するよう働きかけました。 ○ また、法務省において「地方再犯防止推進計画策定の手引き」を作成し、全国の地方公共団体に当該手引きを共有しているほか、「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会」などの場を通じて、地方における再犯防止の取組の参考となる情報等を発信し、地方計画策定の働きかけを行っております。 ○ 地方計画の具体的な内容につきましては、地方の実情に応じて地方公共団体の判断により定められており、例えば、 ・ 国の再犯防止推進計画に掲げられた重点課題に沿って地方計画の柱を立てているものもあれば、国の計画に掲げられた事項のうち当該団体で実施可能と判断したものを掲げたものもある ・ 特に基礎自治体(市町村)では、再犯防止のため活用可能な主なリソースが福祉的資源となることが考えられ、地方福祉計画と一体の計画として定める例が多い など様々ですが、いずれについても、各団体で地方計画を策定いただくことは、再犯防止施策につきご理解をいただき、実効的な施策を講ずる緒に就くものとして大きな意義があると考えております。 ○ 他方で、地方計画を策定したものの、その施策の実施が必ずしも順調に進んでいない団体もあるとの声にも接しているところであり、今後、国として、都道府県と、市区町村それぞれに期待する役割を明示するなどして、各団体に、地方計画の下での実効的な施策を講じていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。
2-5	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P25【測定指標1】 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数	地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図るという目標の達成は、地方計画を策定している地方公共団体の数により再犯防止の取組が促進されたとする指標として妥当なのだろうか？ (達成すべき目標に挙がっている「再犯防止の取組の促進を図る」ということは何を想定しているのか？それが明確にならないと達成できる測定指標なのかの判断はむずかしいように思う)	○ 「地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図る」とは、主として、地域の実情に応じた再犯防止に関する取組を実施している地方公共団体の数を増やすことや、すでに取り組んでいただいている地方公共団体における取組の更なる充実を図ることを想定しています。 ○ その上で、地方計画は、地方公共団体において、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に進めることなどを目的として策定されるものであり、同計画の策定数は、再犯防止の取組の進捗度合い(再犯防止に取り組む団体数等)を把握する上で、指標になり得るものと考えています。 ○ 他方で、委員御指摘のとおり、地方計画は、あくまで再犯防止施策の実施の前提として策定いただくものであり、実際に有効な施策を講じていただくことを目指すべきものと認識しており、今後、国として、都道府県と、市区町村それぞれに期待する役割を明示するなどして、各団体に、地方計画の下での実効的な施策を講じていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。
2-6	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P25【測定指標2】 再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の推進状況	施策の進捗状況の設定の趣旨がよくわかりません。ご教示いただきたいです。	○ SIBを含むPFSについては、令和2年3月に「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」が決定され、重点三分野の一つとして再犯防止が掲げられるなど、政府一体となってその推進を図ることとされています。もっとも、再犯防止分野におけるPFS/SIB事業は、これまで我が国で行われたことはなく、今回のSIBを活用した非行少年に対する学習支援事業が初めての事業となります。 ○ そのため、今後、地方公共団体を主体とするものを含め、我が国における再犯防止分野におけるPFS/SIB事業を推進していくためには、まずは法務省が前記学習支援事業におけるスキームの構築やその事業自体を行い、それらを通じて得られた成果指標の設定方法等の知見を手引きとしてまとめて周知・共有するなどし、PFS/SIBの推進に向けた基盤作りを行い、その後の国及び地方公共団体による更なるPFS/SIB事業の実施につなげていくことが必要と考えており、こうした考えの下で、進捗状況に係る各年度の目標を設定しております。

No	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
3-1	登記事務の適正円滑な処理	朝日委員	P30【測定指標2】 電子証明書の発行件数 P31【測定指標3-1】 長期相続登記等未了土地が 解消された数(累計数) P31【測定指標3-2】 変則的な登記がされている 土地が解消された数(累計 数)	いずれも、対前年度増が目標値となっていますが、実績を見ると順調に増加していることや、オンライン・システム関連の予算措置や関連施策の強化からも、対前年度増の達成は確実に見込まれるように見えます。測定指標に関して、達成に懸念となる要因があれば教えてください。	【測定指標2について】 令和元年度及び令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた契約等の電子化の進展等により、電子証明書の発行件数が飛躍的に伸びた(前年比、令和元年度:約125パーセント、令和2年度:約134パーセント)と考えられるところ、次年度以降の発行件数については、なおも感染症の感染状況等の社会情勢に左右される見込みであること、高い水準で件数が安定することも想定され、対前年増を実現することができるかは不透明な部分があるものと考えております。 【測定指標3-1及び3-2について】 長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大や、災害発生等に伴う法務局の他の作業の繁忙度等によっては、実地調査等が想定外に難航し、指標の増加が鈍化することなどが考えられます。
3-2	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P34【達成手段⑨】 成年後見登記事務の運営	令和3年度予算が前年より大きく減少していますが、その理由は何でしょうか？	成年後見登記システムのリプレースに係る経費が減少したものです。成年後見登記システムは、令和元年度から次期システムへのリプレースに係る設計・開発作業を開始し、令和3年5月にリプレースが完了したことから、令和2年度に比べ、令和3年度はリプレース経費が大幅に減少しました。
3-3	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P34【達成手段⑩】 所有者不明土地問題の解消	令和3年度予算が前年より大きく減少していますが、その理由は何でしょうか？	長期相続登記等未了土地解消作業が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の対象施策とされたことから、平成30年度から令和2年度にかけて実施対象筆数を増やし、重点的かつ迅速に実施しました。これにより、結果として、緊急対策が終了した令和3年度においては相対的に実施対象筆数が減少し、これに伴い予算額も減少しました。
3-4	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P34【達成手段⑩】 所有者土地不明問題の解消 P35 施策の予算額・執行額	所有者不明土地問題の解消に関する予算が年々激減している。その理由と一部経費(46百万円)が内閣官房、デジタル庁に一括計上されているがその理由、用途について教えてください。	所有者不明土地問題の解消に関する予算が減少している理由は、3-3のとおりです。また、令和3年度予算には、内閣官房、デジタル庁に一括計上されるシステム端末に係る経費が含まれているためです。
4-1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	朝日委員	P40【測定指標4】 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数	いずれも保管の申請がされた遺言書に対する請求が測定指標となっていますが、保管の申請がなされた遺言書数の動向を教えてください。保管した遺言書数に対する率の増加、あるいは保管遺言書数と測定指標の双方の増加率を比較することは可能でしょうか。あるいはその他の関連要因などありますでしょうか。	遺言書の保管申請件数の動向については、別添「遺言書保管制度の利用状況」があります。これに基づいて、御指摘のような比較をすることは可能です。
4-2	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	井上委員	P40【測定指標4】 参考指標:法務省ホームページへのアクセス件数	令和2年度実績が前年より大きく増加していますが、その理由は何でしょうか？	令和2年7月から制度の運用が開始されるとともに、それまでの間に行われた、法務省ホームページの更新、当該ホームページのQRコードが掲載されたチラシ・ポスターの配布及び政府広報によるラジオ・BS放送等の広報活動が、当該ホームページのアクセス件数の増加につながったと推測されます。
4-3	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P41【達成手段①】 国籍・戸籍事務等の運営	国籍・戸籍事務の予算執行額が毎年うなぎ登りに増えているが、その理由と具体的用途について教えてください。	「戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)」において、同法の施行から5年以内に、マイナンバー制度を利用した戸籍情報の連携を行うこととされたことから、所要のシステム構築作業等を行っているところです。上記については、令和元年度下半期から作業が本格化しており、新たなシステムの開発、戸籍情報の整備作業等のための執行額が増加しております。

No	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-1	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	朝日委員	P46【測定指標2】 在留資格取消件数	在留資格取消件数の対前年増加について、法改正や関連する罰則等の措置の有無により、増加率が異なると想定されるのでしょうか。在留資格取り消し対象者自体の増加以上の増加を以て評価する、という理解でよいでしょうか。	法改正により在留資格取消対象者の範囲が拡大されたことに加え、在留資格取消しに従事する職員の体制面の強化も図っており、より多くの事案に取り組むことができるようになることで、在留資格取消件数が増加することを想定していたもの。なお、対前年増を目標値としてきましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ指標の在り方について検討することとしています。
5-2	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	伊藤委員	P47【測定指標4】 地方公共団体等と連携を行った回数	(細かいことですみません、文言について) 「地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。」とあるが、誰の意見・要望か？	地方公共団体、外国人支援団体等の関係機関からの意見・要望です。受入環境調整担当官が業務を通じて、これらの意見・要望の聴取に取り組んでいます。
5-3	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	大沼委員	P46、47【測定指標3】 違反事件数	平成29年以降、在留者の違反件数が大幅に増え、在留資格の取消件数も増加している。どのような違反が多いのか、取消になったのはどのような違反からか、違反が多い外国はどのようなランキングとなっているのか、教えていただきたい。	令和2年の在留資格取消件数は、国籍・地域別にみると、ベトナムが711件と最も多く、次いで中国が162件、ネパールが98件となっています。また、入管法第22条の4第1項各号の取消事由別にみると、第5号が616件と最も多く、次いで第6号が493件、第2号が68件となっています。 令和2年中に退去強制手続及び出国命令手続を執った外国人は1万5,875人いるところ。違反種別では、不法残留者が1万4,465人と最も多く、その次に刑法法令違反者が504人、不法入国者が225人と続きます。 また、国籍別ではベトナムが6,286人と最も多く、その次に中国、タイ、フィリピン、インドネシアの順になっており、これら5か国で全体の82.6パーセントを占めています。
5-4	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	大沼委員	P49【達成手段④】 バイオメトリクスシステムの維持・管理	個人識別情報の事前登録に協力してくれる日本人、外国人の割合を教えてください。また、将来顔認証システムの導入により要注意人物の入国を防止したいという考えはあるのかについても教えてください。	御質問のあった指紋認証ゲートは、事前に利用者登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けていること等)に該当する外国人が利用可能なゲートで、登録時に提供した指紋の画像とゲート利用時に取得した指紋の画像を照合することにより同一人性の確認を行っているところですが、指紋認証ゲートを利用可能な人数に対する指紋認証ゲートの利用者登録を行っている方の割合を提示することは困難です。 なお、入管法上、入国審査官による上陸のための条件に適用しているかどうかの審査及び個人識別情報(指紋及び顔写真)の提供が義務づけられているため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施しております。
5-5	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P44 施策名	2021年12月21日に出入国在留管理庁が公表した「現行入管法上の問題点」1頁によれば、「我が国に入国・在留する全ての外国人が適正な法的地位を保持することにより、外国人への差別・偏見を無くし、日本人と外国人が互いに信頼し、人権を尊重する共生社会の実現を目指す。」(https://www.moj.go.jp/isa/content/001361884.pdf)とされています。極めて適切な方針です。そうであれば、この方針に沿って「不法滞在」「不法残留」という呼び方をまずは出入国在留管理庁が改めるべきではないでしょうか。国連の公式文書では「不法な」という言葉は、常に移民に罪があるような印象を与えるため、「非正規(irregular)」または「証明書を持たない(undocumented)」という用語を使うように、1975年の総会で決議されています。米国バイデン政権でも、2021年に同様の呼称にするように指示がされています。	我が国において、日本人と外国人がお互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現していくためには、 ・外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと ・ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくことが前提であると考えています。 外国人の入国や在留を認める上で、一定のルールを設けて遵守を求め、これを遵守しない者を退去させることができることは、国際慣習法上、確立した原則です。 現行入管法でも、我が国に在留する外国人にとって、在留資格を取得し、在留期間を遵守すべきことは、極めて基本的かつ重要なルールとされ、これに違反した者については、3年以下の懲役に処する旨の罰則を設け、かつ、我が国から退去させることとしており、これを変更することは適切でないと考えています。 入管行政においては、これらに該当する者について、「不法残留者」及び「不法滞在者」と呼んでいます。御指摘のような印象を与える意図はなく、不適切な表現とは考えていません。

No	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-6	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P44 達成すべき目標と目標設定の考え方・根拠	難民申請に対する審査期間の標準処理期間の遵守を達成すべき目標に掲げるべきであると考えます。 2010年7月に難民認定申請の標準処理期間は6か月と定められています。 (https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri03_00082.html)。 しかし、2020年の数値では、一次審査の平均処理期間は約25.4か月、不服申立ての平均処理期間は約26.8か月と、標準処理期間の4倍以上となっています。 ・その理由は、どのようなものなのでしょうか。 ・標準処理期間の4倍以上の時間を費やしている現状を改善するために、難民申請に対する審査期間の標準処理期間の遵守を達成すべき目標に掲げるべきであると考えます。 ・その際、諸外国では、どの程度の期間で処理しているかを調査し、先進的な取組をしている諸外国の難民認定機関について、現地調査をするなどして、知見を深めるべきではないでしょうか。	2019年までは、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件等を優先的に処理したところ、それ以外の処理されなかったものが未処理案件として残り、2020年は、それら審査期間の長期化している未処理案件を集中的に処理したことにより、平均処理期間が長期化することとなりました。 近年における難民認定申請者数の急増傾向及び申立内容の多様化に対応するためには、審査の合理化・効率化に併せて、難民調査官等の増配置による審査体制の強化が重要であると認識しています。 難民調査官等の増員など、迅速処理に必要な措置を講じてきたところ、引き続き、難民認定業務を適正かつ迅速に遂行するための審査体制の強化・整備を不断に検討していきます。 なお、出入国在留管理庁では、難民認定制度運用の一層の適正化を図るため、令和3年7月、UNHCRとの間で、両者の協力関係をより一層発展させるための協力覚書も交換したところです。 また、これまで、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携し、最新の出身国情報を積極的に収集してきたところ、今後は、出身国情報のより一層の充実のため、難民を多数受け入れている諸外国との情報交換を行うことも検討しており、その際には、諸外国における処理期間に係る取組等についても積極的に調査したいと考えます。
5-7	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P46【測定指標3】 違反事件数	平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」によって約25万人存在していた「不法滞在者」は平成21年1月には約13万人まで減少したとのことですが、その期間内に在留特別許可で正規化された者は合計49,343人であると理解しています。今後の「不法残留者」縮減のためにも、同様に在留特別許可を活用していく予定はあるのでしょうか。	不法滞在者在留特別許可を認めるか否かについては、かねてから、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行及び人道的な配慮の必要性など諸般の事情を総合的に勘案して行っており、不法残留者の縮減のために、在留特別許可することはありません。 入管庁としては、在留特別許可に関する判断においては、引き続き、個々の事案ごとに諸般の事情を適切に考慮して、適正な運用に努める所存です。
5-8	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	P48【達成手段③】 被收容者等の処遇 (達成手段の概要等)	佐々木聖子出入国在留管理庁長官は、朝日新聞のインタビューで、「全件收容主義」と決別すべく、不退転の決意で取り組むと述べ(2021年6月16日付同紙記事)、2022年1月14日に作成した「出入国在留管理庁職員の使命と心得」発表のメッセージでも「日本人も外国人も、まず同じ「人」として向き合うべきです。今回の心得にもあるように、人権を大切にすることは全てのことの大前提」とされています。 ところが、本計画の達成手段の概要等では、「收容令書を発付された者及び退去強制手続の結果強制送還のための退去強制令書が発布された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、收容施設に收容していることとしている。」と記載し、全件收容主義との決別は行われていないように思われます。佐々木長官の大前提を活かし、達成手段における寛容さが理解できるようなかたちに書き改める必要があるのではないのでしょうか。	退去強制手続を行うに当たっては、その者の送還を確実に実施するとともに、本邦における在留活動を禁止する目的から、收容施設に收容することとしています。 その上で、自発的に出頭した者に関しては、在宅のまま手続を進めたり、健康状態や家族状況等の様々な事情に配慮し、仮放免を活用するなどしています。 このように入管庁では、退去強制手続においても、外国人の人権に最大限配慮した取組を行っていますが、退去強制手続を円滑、かつ確実に遂行する上で、收容令書、または退去強制令書が発付された者については、收容施設に收容することが前提であることには現行法においては変わりはないため、現時点において記載内容を変更する必要はないと考えます。

遺言書保管制度の利用状況

法務省民事局
(単位:件)

	遺言者の手続		相続人等の手続		
	遺言書の保管申請	遺言書の閲覧請求	遺言書情報証明書の交付請求	遺言書の閲覧請求	遺言書保管事実証明書の交付請求
累計	29633 (29530)	68	747	8	1075
令和2年7月	2608 (2586)	7	0	0	1
令和2年8月	2362 (2354)	7	1	0	3
令和2年9月	1978 (1969)	4	13	0	16
令和2年10月	2263 (2255)	1	10	0	18
令和2年11月	1694 (1693)	1	22	0	21
令和2年12月	1726 (1719)	4	17	0	32
令和3年1月	1178 (1175)	4	24	0	42
令和3年2月	1287 (1282)	3	33	0	44
令和3年3月	1625 (1622)	4	43	2	72
令和3年4月	1477 (1475)	4	46	0	85
令和3年5月	1245 (1244)	3	44	0	73
令和3年6月	1406 (1402)	5	61	1	91
令和3年7月	1324 (1321)	2	52	0	80
令和3年8月	1323 (1316)	3	57	2	103
令和3年9月	1441 (1436)	5	72	0	88
令和3年10月	1655 (1653)	4	88	1	93
令和3年11月	1530 (1526)	6	83	1	99
令和3年12月	1511 (1502)	1	81	1	114

※ カッコ内は保管件数